

## 後三条期の特質

——儀式を中心に——

### 阿部 友博

本論文では、平安時代後期、治暦四年（一〇六八）に即位した後三条天皇（一〇三四—一〇七三）やその治世に光をあて、主に儀式の面からみた場合の後三条期（一〇六八—一〇七二）の特質について、明らかにすることを試みた。

宇多天皇以来およそ一七〇年ぶりに、藤原氏と直接の外戚関係にない（外祖父・外伯叔父の範囲に藤原氏がない）立場で即位した後三条は、その出自から前代の天皇たちに比して摂政・関白とのしがらみが少なく、従来の摂関政治と異なり、自ら進んで政治を主導的に行えたとされる。在位期間は五年にも満たなかったが、その間に、延久の荘園整理、記録所の設置、宣旨枘・度量衡の制定などの諸政治改革がなされ、中世的な天皇への権力集中を実現させた。また、時の摂政・関白との外戚関係に左右されていた皇位継承も、しがらみの少ない後三条は天皇の側にその決定権を回復し、自ら新たな継承の道筋をつけ、中世的な王家の形成へと繋がった。結果として、後三条期を境に、摂関政治の時代から院政の時代へと移っていき、政治の面では転換点の時期にあった。

ただ、一一世紀中ごろから後期にかけては、前後の時代よりも一次史料が乏しく、歴史において空白の期間にあたり、研究の余地が多く残されている。それは後三条に関しても当てはまり、近年、後三条が自ら儀式書を書き残していたという事実、その後三条撰の儀式書に比定される史料が現存し

ていることなどが、先行研究によって新たに解明されつつある。政治と表裏一体の関係にある儀式の面での後三条のようすが具体的にみえる点で、これらの成果は貴重な発見と言える。

そこで、そうした先行研究をうけ、これまで研究テーマとして取り上げられる機会のなかった、儀式の面からみた後三条期の特質を新たに導き出すというのが本論文の目的である。「中世の基礎を築いた君主」と理解され、政治上の革新的な事績に着目されることの多い後三条やその治世（後三条期）が、儀式の面ではどのように位置づけられるのか考察した。

第一章「即位以前の尊仁親王（後三条天皇）」では、本題である後三条期の特質を考察する前提として、即位以前の後三条天皇のようすを誕生の前段階よりたどることを試みた。後三条の治世は、四〇年近い生涯のうち晩年のおよそ五年に過ぎず、その前半生をふり返り、生い立ちや人となりなどを確認して即位に至るまでの背景を検討するのも、特質を導き出す効果的な手段になりえるからである。

後三条は、長元七年（一〇三四）に当時の東宮敦良親王（のちの後朱雀天皇）と、東宮妃の禎子内親王（のちの陽明門院）との間に、第二王子として生まれたが、両親ともに皇族であった点が特徴として挙げられる。長元九年（一〇三六）、父後朱雀の即位に伴い、親王宣下を受けて尊仁親王となり、寛徳二年（一〇四五）に父が崩御した際、その遺詔によって異母兄の後冷泉天皇の東宮に立てられた。尊仁（のちの後三条）は藤原氏と外戚関係になかったが、時の関白藤原頼通（九九二—一〇七四）が王家との間に新たな外戚関係を構築できなかった結果、当時、尊仁以外に東宮候補となる皇子が存在せず、立太子が可能になった。以降、即位するまで二三年の長きにわたって皇位を待ち続けることになる。

通説では、尊仁は、自身の外孫となる皇子の誕生・立太子・即位をめざ

す頼通の邪魔になり、特に立太子後は大きな圧力を受けていたとされる。最後まで実現こそしなかったが、もし頼通が一人でも外孫たる皇子に恵まれていたら、尊仁はたとえ即位できたとしても一代限りの中継ぎの天皇扱いをされたり、そもそも途中で廃太子されたりする可能性もあったという。本論文では、そうした通説を補足するものとして、先行研究で言及されたことのない史料を二点紹介し、既出史料に対しても再度検討を加え、即位以前の尊仁のようすを詳細に描き出した。

一点目の史料は、『左経記』長元七年（一〇三四）八月二二日条および二五日条にみえる、後一条天皇の中宮威子が皇子誕生を祈願した記事である。この祈願の背景に、同年七月に誕生したばかりの尊仁の存在があったと指摘し、まず尊仁が生まれながらに王朝における皇位継承の思惑に巻きこまれていたものと考えた。二点目は、『土石記』永承元年（一〇四六）一二月一九日条にみえる、尊仁の元服の記事である。その際、頼通が作法に反し、より身分の低い官人が着用すべき装束で現れており、尊仁に対する嫌がらせを行っていたと推測した。この元服は、準備段階より東宮傅の不在や東宮妃の出自の問題など、儀式運営上で不都合な点が生じていたが、その原因には頼通の尊仁に対する圧力・無関心などがあり、元服当日における頼通の装束は、そうした感情の最終形であったものと考えた。また、本題から外れるが、当該史料より、儀式作法を重視する平安時代において、その場の儀式作法に合わない装束を身につけて登場し、目に見えるかたちで自分自身の何らかの意思を表示する手法が存在していた可能性も指摘した。

以上の史料や、他にもみえる尊仁に対する圧力のような事例から、即位するまでの尊仁が不遇な状況にあったことを改めて確認した。通説では、その理由として、尊仁が藤原氏と直接の外戚関係になかった点を挙げて簡単に説明するが、頼通と尊仁の間に生じていた対立関係にこそ原因がある

と考えた。結局、尊仁は父母どちらのルーツをたどっても道長一門に連なる（尊仁は父系・母系どちらでも道長の曾孫・頼通の大甥にあたる）にもかかわらず関係が悪化しており、個人的な相性や親疎の問題でこうした状況に陥ったのである。子女が少なく外戚関係の構築の機会が限られていた頼通としては、常に尊仁とまで新たな関係を作る（娘を妃に立てるような）余裕がなく、自身の後宮政策において尊仁が構想外にあり、両者は没交渉になっていったと結論づけた。こうした尊仁の不遇が、即位後の王者意識にもつながっていくものと言える。

第二章「後三条期の特質」では、本題である儀式からみた後三条期の特質を考察した。治暦四年（一〇六八）、尊仁親王は二三年の東宮時代を経て、ついに後三条天皇として即位し、親政を行って政治改革を進めた。その一方で、先行研究によって現在判明するかぎり、①『後三条院年中行事』②『院御書』③『後三条院御次第』といった儀式書の作成もしたとされる。①は年中行事全般に関するもの、②は叙位・除目に関するもの、③は大嘗会に関するものであり、それぞれ後三条が儀式に臨む際、マニュアルとして使用する目的があったと思われる。ただ、後三条期の史料には、宮中における儀式の記録は残るものの、後三条の詳細なようすを伝えるものはほとんどなく、前後の時代まで範囲を広げて検討した。

時代は下るが、白河院（後三条の子）の言により、生前の後三条のようすが語り伝えられている場面がみえた。たとえば、『中右記』嘉保二年（一〇九五）一〇月一二日条から、後三条が、当時天皇が使用すべき儀式書が存在しない実情を理解していたことがわかる。また、同康和四年（一一〇二）一〇月二三日条から、後三条が、政務を行う際のマニュアルとして父後朱雀院の日記「後朱雀院御記」（『後朱雀天皇宸記』）を保有し、活用していた事実もわかる。これらより、在位中の後三条が、天皇自身のための

実用的な儀式書を必要とし、実際の作法に関しては父後朱雀のものを参考にしていたと想定できた。

加えて、『江記』天仁元年（一一〇八）一月二日条では、後三条を含む儀式作法の継承過程がみえた。鳥羽天皇（後三条の曾孫）の大嘗会卯日（初日）の記事だが、鳥羽が行う作法のなかに、後三条のそれに倣ったものがあり、さらに後三条はそれを父後朱雀から受け継いだことが確実にわかる。作法の継承の観点から当該史料に言及した先行研究は見受けられないが、撰関期から院政期の天皇まで一貫して同じ儀式作法が継承されている事例と言える。一見すると、断絶した間柄にみえる撰関期と院政期の間に密接な関係性を見出した。中世史では、こうした「天皇作法」の確立について、後三条や白河の手によって全く新しい作法が創出されたと捉え、院政期以降の天皇の功績として理解するが、古代史の立場から再検証した結果、今回の場合では後朱雀を起点とし、後三条や白河は単なる作法の継地点に過ぎなかったことがわかった。

以上より、第一に、後三条が自身のための儀式書を作成する必要性を感じていたことが明らかになったが、これは親政をめざして積極的に政務に関わっていったために生じたものと考えた。また、後三条が実際に行っていた作法は、父後朱雀によるところが大きく、それらが院政期の天皇たちまで伝わった可能性はかなり高い。政治の面では改革を進めて新時代を築いたはずの後三条であったが、儀式の面では撰関期以来のあり方に従わざるをえなかったことになる。撰関政治によって自身の即位を長年否定され続けてきたのに、皮肉にも、撰関期の天皇たちと同じ作法をとらなければ、後三条は王としての正統性を表せなかったと言える。つまり、儀式からみた後三条期の特質とは、そうした矛盾・限界を後三条自身が理解し、撰関期からの連続性を享受していた点であると結論づけた。

後三条天皇および後三条期は、のちに聖帝・聖代と賞賛され、中世的王権の画期と位置づけられるが、本論文では別の一面を示すことができた。確かに後三条が院政期の天皇たちに与えた影響は大きく、規範になっていたことは間違いない。しかし、本論文の考察から、実際のところは後三条期においても未達成・不完全な面があり、続く院政期の天皇たちはそうした実情を承知したうえで、後三条に完璧な理想像を仮託したことになる。聖帝・聖代観のなかに、いわば理想化された「幻想の後三条モデル」が形成されていたのであり、院政期全体に関しても、撰関期との連続性という視点からみれば、再考の余地があると考ええる。